

国立大学法人弘前大学と名桜大学との学術研究交流に関する協定書

国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と名桜大学（以下「乙」という。）は、相互の組織が設立された経緯及び経過を尊重し、学術研究の発展に寄与するため、相互の研究交流を促進するとともに、学術研究の一層の充実を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙（以下「両組織」という。）が各自の所有する研究資源を両組織の研究活動全般に活用することで、相互の研究交流を促進するとともに、両組織の学術研究の一層の充実を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 この協定による主な連携事項は、次のとおりとする。

- （1）両組織の研究における相互支援に関すること
- （2）両組織の研究活動の交流に関すること
- （3）その他この協定の目的を達成するため、両組織が必要と認める事項

2 前項に掲げる連携事項の実施に当たっては、あらかじめ両組織の間で協議の上、両組織の所定の手続きに則り、実施する。

（秘密保持）

第3条 両組織は、この協定に基づく活動により知り得た相手方（所属元の組織を含む。）の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。この協定の有効期間が終了した後も同様とする。

（有効期間等）

第4条 この協定は、2026年4月1日から発効し、有効期間は2027年3月31日までとする。

- 2 前項に定める有効期間満了日までに、甲又は乙からこの協定を終了する旨の意思表示がない場合には、自動的に更新されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が、この協定を終了したい場合は、終了希望日の6月前までにその旨を他方に書面により通知し、両組織において協議した後、この協定を終了することができる。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、両組織が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各自その1通を保有する。

2026年2月25日

甲 青森県弘前市文京町1番地

国立大学法人弘前大学長

福田 眞作

乙 沖縄県名護市字為又1220-1

名桜大学長

石川 昌範